

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

両親はA地に住んでいたため年金が無く、特例で5年間納付し、少ない年金を受け取っていたことから、私の年金加入については積極的であった。私が20歳になったら国民年金に加入させるつもりだったが大学の学費が高く、卒業後に加入することになった。大学卒業直後の昭和45年4月頃、父がB町役場（当時）で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を全て納付しているはずである。

今では、国民年金保険料を納めてくれた両親も他界しているが、親の年金に対する考えからみても、1年の未納期間があることは考えられない。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は大学卒業後の昭和45年4月頃、その父が、B町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を全て納付してくれたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、46年5月頃に払い出されたと推認され、申立期間は保険料を遡って納付することができる期間である。

また、申立期間は12か月と短期間である上、申立期間当時、申立人と同居していたその両親は、当該期間における自身の5年年金の保険料を納付していることから、年金に対する意識は高かったものと考えられる上、申立人の当該期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付済みであ

ることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 57 年 9 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 58 年 3 月まで

昭和 57 年 9 月に A 機関を退職後、それほど時間を空けずに、B 町役場において国民年金の加入手続を行った。その後、納付書に現金を添えて、役場又は金融機関の窓口においてまとめて国民年金保険料を納付した。当時から国民年金の保険料は必ず納めるもの、という意識が強かったので、保険料の未納期間があることが信じられない。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 9 月に A 機関を退職後、B 町役場において国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、その後、送付されてきた納付書とともに、数か月分の国民年金保険料をまとめて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、58 年 1 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能な期間である。

また、B 町役場によれば、申立人は昭和 57 年 9 月 24 日から国民健康保険に加入していることが確認できるところ、申立人は、「国民年金と国民健康保険の加入手続は一緒に行ったと記憶しているが、それらの手続は A 機関退職後、遅くとも数週間から数か月以内には行った。」と供述していることから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付した可能性は否定できない。

さらに、申立期間は、7 か月と短期間である上、オンライン記録によれば、申立人は昭和 58 年 4 月以降の国民年金保険料は全て納付済みである

上、複数回にわたる国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に行っているなど、申立人の年金制度への関心は極めて高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和46年12月から47年7月までを9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月1日から48年2月1日まで
A株式会社に勤務していた申立期間の標準報酬月額の記録が、給料支払明細書の金額と違っているので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA株式会社に係る給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和46年12月から47年7月までは9万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和47年8月から48年1月までの期間については、給料支払明細書により、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い報酬を受けていたことが確認できるものの、事業主が源泉控除

していたと認められる厚生年金保険料額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、昭和46年12月から47年7月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は関連資料が残されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から14年3月までの期間及び15年7月から17年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月から14年3月まで
② 平成15年7月から17年5月まで

申立期間①の国民年金保険料は、A市に転居（平成14年4月）する直前に、B市の自宅に来た集金人に一括納付した。その納付後、A市に転居したが、申立期間②の国民年金保険料については、その間のいつの分の保険料を納付したか覚えていないが、15か月分又は16か月分の保険料を定期的に納付していた。申立期間①及び②を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料は、平成14年4月にA市に転居する直前に、B市の自宅に来た集金人に一括納付したとしているところ、同市は、同年3月まで「国民年金推進員」が自宅を訪問して国民年金保険料を集金していたと回答している。しかしながら、同市は、現在、申立期間当時の国民年金推進員が収納していた記録は無いため、申立人が集金人に手渡したとする保険料については不明であると回答しており、申立人は、自宅の玄関先で集金人に保険料を一括納付したとする以外、具体的な納付時期、一括納付した金額及び領収書の形状等についての記憶も無いことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料については、その間のいつの分の保険料を納付したか覚えていないが、15か月分又は16か月分の

保険料を定期的に納付していたとしている。しかしながら、申立人は、当該保険料の納付場所、納付金額及び納付方法に関する記憶が無く、申立人の保険料納付状況が不明である。

さらに、申立期間①及び②について、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から52年3月まで

結婚後に夫から、国民年金保険料を納付していないのは良くないと言われた。当時私は妊娠していたので、夫がA町役場に出向き、同役場の担当窓口で年金手帳の再交付を受けた。その時、担当者から、申立期間の国民年金保険料が納付可能である旨の説明を受け、遡って未納分の保険料を一括納付した。納付金額については記憶に無いが、一括納付できたのを夫と喜んだことを覚えている。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、年金手帳の再交付を受けた昭和52年11月頃、A町役場で、国民年金保険料の金額は記憶していないが、遡って未納分を一括納付したとしている。しかしながら、申立人が保険料を一括納付したとする同年11月の時点では、制度上、申立期間のうちの45年12月から50年9月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、特例納付制度の実施時期ではないことから、申立人の主張は当時の取扱いと一致しない。

また、申立人は、年金手帳の再交付の手續や国民年金保険料の納付は、その夫がA町役場で行ったとしているものの、同役場への照会及びこれまでの同役場に係る資料から、申立人が保険料を納付したとする昭和52年11月頃は、同役場の担当窓口では保険料の収納を行っていなかったと推認され、申立期間における保険料の納付状況が不明である。

さらに、昭和52年11月の時点において、申立期間のうち50年10月から52年3月までの期間は遡って国民年金保険料を納付することができる

期間であるが、申立人から提出された家計簿（金銭出納帳）からは、当該期間に係る保険料の納付を確認できない上、このほかに申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、B市及びA町の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳においても申立期間の納付が確認できない上、当委員会でのオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4943（事案 1096 及び 2552 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 12 月まで

昭和 36 年 4 月から 42 年 12 月までの国民年金保険料の納付記録について、照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できなかったと A 社会保険事務所（当時）から回答があった。申立期間については、自営なので一度に納付できず、月末に集金したお金で二度に分けて特例納付で B 市役所の C 所の窓口で直接納付した。申立期間が未納となっているのは納付できないので、新たな資料等はないが、再度調査の上、保険料納付済期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、申立期間を含む過去の未納の国民年金保険料を特例納付により二度に分けて遡って納付したとしており、納付金額は 50 万円近い金額であったとしているが、申立期間の保険料を合わせて特例納付した場合の納付金額は 70 万 8,000 円となり金額が乖離していること、及び申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる特段の周辺事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、その後納付した金額は 70 万 8,000 円であり、自身の記憶違いがあったと主張して再申立てを行ったが、当該事情は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにあたり、i) 平成19年2月28日付けD社会保険事務所長(当時)からの「国民年金保険料納付記録の照会について(回答)」の備考欄に「昭和43年1月分~47年2月分について、附則4条により54年12月31日納付」と記載されているが、そもそも同日は、社会保険事務所(当時)が開いておらず、納付ができないので当該記録そのものが間違いではないかと疑うこと、ii) 附則4条に基づく特例納付の適用を受けたのだから、特例納付が可能だった36年4月から42年12月までの保険料を納付しないはずはないこと、iii) 初回の申立てにあたり、「50万円近い金額」と言ったのは、自身の記憶違いで、確かではない上、仮にそれが、1回目が38万4,000円、2回目が32万4,000円ということだったのではないかと聞かれば、そうだったかもしれないと思えること等を理由として、再度記録訂正を認めてほしいと主張している。

しかしながら、i) については、特例納付による国民年金保険料の納付は社会保険事務所の窓口以外にも、国庫金取扱金融機関での納付が可能であり、昭和54年当時の銀行は12月31日も営業日であったことが確認できることから、当日が納付日と記録されているのは、不自然ではなく、ii) については、B市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立人が特例納付を行った期間が43年1月から50年12月までと記録されている上、記載誤り等の記録管理の不備は見当たらず、iii) については、申立人は申立期間に係る保険料を特例納付したとする金額に係る記憶が明確ではなく、これを裏付ける客観的な資料等も見当たらない。

今回、申立人からは新たな証拠及び資料等の提出は無く、申立人は上記の理由により記録訂正を申し立てているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月 6 日から 57 年 4 月 10 日まで
② 平成 2 年 10 月 2 日から 3 年 5 月 20 日まで

A株式会社には、昭和 56 年 5 月から 57 年 6 月までの期間、正社員として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同年 4 月からとなっているのはおかしい。また、有限会社Bには、平成 2 年 10 月から正社員として勤務していたのに、同社に係る被保険者資格が無いのはおかしいので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA株式会社での仕事内容について具体的に記憶している上、昭和 56 年 5 月 6 日から 57 年 6 月 20 日までの期間、当該事業所において雇用保険に加入していることが確認できることから、同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できる複数の同僚も、厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者資格取得日より大幅に遅れていることが確認できることから、同事業所では、厚生年金保険の加入が一律ではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所の事業主は、「申立人の勤務実態及び保険料控除は不明である。当時の人事関係書類も本社を3回移転しているので廃棄した。」と供述している上、申立期間当時の同僚に聴取したものの、申立人の厚生年金保険の保険料控除について供述を得ることができないことから、申立人に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が所持する年金手帳によれば、厚生年金保険の被保険

者となった日が「昭和 57 年 4 月 10 日」となっていることが確認できる上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における申立人の年金手帳記号番号の払出日も同年月日となっていることから、申立人が厚生年金保険に加入したのは同年月日であることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、有限会社 B での仕事内容について具体的に記憶しており、複数の同僚も申立人の氏名を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は、「平成 2 年 10 月から当該事業所において正社員として勤務していた。」と供述しているが、当該事業所の元取締役は、「採用時、申立人は、海外へ行くため長期間勤務できない、と言っていたので、アルバイト扱いだったと思う。厚生年金保険を含む社会保険事務は親会社が行っていたので、どのような手続をしていたのか不明である。」と供述している上、当時の同僚も「申立人は正社員ではなく、アルバイトだった。」と供述している。

また、申立人が所持する当該事業所発行の平成 3 年分源泉徴収票において社会保険料の欄が空欄であることから、同年 1 月から同年 5 月までの期間、同事業所において厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間②において国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6992 (事案 3723 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 8 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで
② 平成 8 年 3 月 31 日から同年 7 月 1 日まで

平成 22 年 7 月 21 日付けで、同年 3 月に行った申立てについての回答をいただいたが、私が株式会社 A に勤めている期間のうち、7 年 8 月から 8 年 2 月までの標準報酬月額が引き下げられていることについて、年金記録が訂正されなかったことに納得がいかないので再度申し立てる。

また、当該事業所を退職したのは平成 8 年 7 月であり、当該月までの厚生年金保険の被保険者期間は継続していると思う。同年 7 月に行われた雇用保険の求職者給付説明会に参加した資料を提出するので、同年 3 月 31 日から同年 7 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所(当時)の不適正な事務処理が認められるものの、i) 商業登記簿において申立人が申立期間に株式会社 A の役員であることが認められること、ii) 元事業主の妻が「各取締役の同意を得て、標準報酬月額を遡って減額したと関与税理士から聞いた。」と述べていることから、申立人が当該遡及訂正処理に同意していたことが推認される上、当該供述の補完資料として提出された役員会議の議事録には申立人を含む役員 7 人の署名押印が確認できるとして、平成 22 年 7 月 21 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行わ

れている。

今回、申立人は元事業主の妻が提出した議事録及び署名押印について、覚えが無いとして再申立てを行っているが、新たな資料の提出は無く、当該議事録の写しを当該議事録に署名押印をした各役員等に送付し、再確認を行ったが、申立人及び複数の同僚が「議事録に覚えは無いが、署名は間違いなく自分のものである。」と述べているほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は認められなかったことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は「株式会社Aを退職したのは平成8年7月であり、当該月までの厚生年金保険の被保険者期間は継続していると思う。」と述べているところ、申立人の雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により申立人が同年7月頃まで株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録では、株式会社Aが平成8年3月31日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、株式会社Aの元事業主の妻は「平成8年3月分からは厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べているとともに、申立人と同じく同事業所で役員となっている同僚二人が保管していた給与明細書により、申立期間②の給与から健康保険料及び厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 5 月から 47 年 2 月までの間、A 区 B 地にあった C 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当時、給与明細書ももらっていない状況で、厚生年金保険に加入していたかどうか全く分からないが、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の事業主の妻が、「申立人は当時、C 事業所に勤務していた。」と述べていることから、申立人が申立期間当時、同事業所（登記簿上は、有限会社 D）に勤務していたことは認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び事業所記録照会回答票において、有限会社 D は、申立期間より前の昭和 38 年 6 月 21 日に適用事業所ではなくなっており、平成 9 年 8 月 1 日に再び適用事業所となるまでの間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、事業主は「申立期間当時、事業所は社会保険に入っておらず、自分も含め、父母、妻、当時の従業員も厚生年金保険には加入していなかった。」と述べているところ、申立期間において、当該事業主及び申立人が記憶している複数の同僚に、厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から同年 7 月 26 日まで
厚生労働省の記録によると、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われた給与額と相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る標準報酬月額は、オンライン記録では平成9年10月から11年2月までは38万円、同年3月から同年6月までは12万6,000円とされているところ、申立人は、申立期間に賃金体系の変更が行われたが、賞与を分割して支給されており、報酬の合計額に変更は無かったとしている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人が所持する給与明細書において控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致することが確認できる。

また、B基金及びC組合から提出された申立期間に係る申立人の報酬月額に係る記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、株式会社Aの元事業主は、既に死亡しており、申立てどおりの報酬月額に対応する厚生年金保険料の控除について確認することができな

い。

なお、オンライン記録には遡って標準報酬月額が訂正が行われた形跡は無い。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 21 日から 39 年 1 月 16 日まで
② 昭和 39 年 7 月 13 日から 42 年 10 月 1 日まで
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「結婚後に、友人から『脱退手当金をもらわないと、もったいない。』と言われ、社会保険事務所（当時）に行って、もらった。」と供述していることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立期間②について、申立人は申立期間①に係る脱退手当金の受給を認めているところ、脱退手当金を受給する場合、過去の全ての厚生年金被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、当時の脱退手当金裁定請求書の様式においては、「（厚生年金被保険者証の記号番号がわからないときは）初めて被保険者として使用された事業所」と「最後に被保険者として使用された事業所」を記入する欄が設けられていたこと、及び申立人の戸籍謄本から申立人は昭和 43 年 2 月 * 日に婚姻していることが確認できることを踏まえると、当該期間も合わせて脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②に係る厚生年金被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 43 年 5 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給していたことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。